

市・道民税と所得税の申告はお早めに



可能な限り郵送での申告にご協力ください 郵送・問合先 市役所市民税課市民税担当(〒085-8505 黒金町7-5 ㊟31-4514)

会場内の混雑を避けるため入場制限をする場合があります。また、市・道民税の申告については可能な限り郵送での申告をお願いします(記載方法等についてはお問い合わせください)。

2024(令和6)年度 市・道民税の申告受付について

申告が必要な方

2024(令和6)年1月1日現在、釧路市に住所があり2023(令和5)年中に所得があった方のうち、次のいずれにも該当しない方

- ①所得税の確定申告をされる方
- ②給与所得のみの方で、勤務先で年末調整をしていて、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方(提出の有無は勤務先に確認してください)
- ③年金所得のみの方で、年金収入金額の合計が152万円以下(65歳以上)または102万円以下(65歳未満)の方

※所得税の確定申告が不要な方(公的年金等の収入の合計金額が400万円以下の年金所得者で、その他の所得が20万円以下の方等)や、年金や給与の源泉徴収票等で扶養や各種控除に漏れがある場合には市・道民税申告をしなければ市・道民税が高く算定される場合があります。

※所得がない方でも、課税(所得)証明書の交付が必要な方は、申告が必要です。

※給与・年金所得の方に限り確定申告も受け付けます(申告期間のみの受け付けとし、郵送での受け付けはいたしません)。

※釧路税務署ではスマートフォンでの申告を推奨しています。スマホ申告を希望される方は、スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカード作成時に設定した2種類のパスワードを持参のうえ来庁されるようお願いします。

※2024(令和6)年度より、森林環境税(国税)が導入されます。

申告に必要なもの

収入の支払金額の分かるもの(給与・年金の源泉徴収票、給与明細書など)、2023(令和5)年中に支払った各種保険料(生命、地震、国民健康、後期高齢者医療、介護、国民年金など)の領収書または証明書、障害者(療育)手帳、障害者控除対象者認定書、医療費控除の明細書。

※郵送で申告する場合は、申告書に必要な事項を記入し、上記書類の写しを同封してください。書類の返送を希望する方は、返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の提示が必要です(医療費の領収書の提示は必要ありません)。また、「医療費のお知らせ」の医療費支払額を「医療費控除の明細書」に記載することができます。

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、「セルフメディケーション税制の明細書」および「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」の提示が必要となります(医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらか一方の選択になります)。

※申告にはマイナンバーの記載が必要になります。本人確認のため番号確認書類(マイナンバーカードや通知カード等)と身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の提示または写しを添付してください。

郵送による提出の場合は、番号確認書類、身元確認書類の写しを添付してください。

申告受付日・会場

※受付時間は午前9時から午後4時30分まで。コア大空は午前9時30分から午後4時30分まで。

受付日	会場	所在地	電話番号
2月16日(金)	春採下町会館	武佐1-3-25	46-6497
2月19日(月)	大楽毛生活館	大楽毛4-8-7	57-8467
2月20日(火)	コア大空	益浦1-20-20(東部地区コミュニティセンター)	91-0504
2月21日(水) 2月22日(木)	コア鳥取	鳥取北8-3-10(鳥取コミュニティセンター)	53-3199
2月26日(月)	桜ヶ岡中央会館	桜ヶ岡4-3-28	090-1308-3813
2月27日(火) 2月28日(水)	コアかがやき	愛国191-5511(中部地区コミュニティセンター)	39-5070
3月1日(金)~15日(金) (土・日曜日除く)	市役所防災庁舎1階多目的スペース	黒金町7-5	31-4514

※各支所での受け付けは行いませんのでご注意ください。

※申告の詳細については、阿寒地域にお住まいの方は阿寒町行政センター通信の折込チラシを、音別地域にお住まいの方は音別町行政センター通信をご覧ください。

釧路税務署からのお知らせ

問合先 釧路税務署 ㊟31-5100(代表)

令和5年分の確定申告を予定されている方へ

マイナンバーカードを利用した自宅からのスマホ申告をお願いします!



簡単!自宅からスマホで確定申告!

Step1 作成開始

作成コーナー

マイナンバーカードとスマートフォンを用意して確定申告書作成コーナーへアクセスしてください。

Step2 申告書作成

画面の案内に沿って入力すると自動計算で申告書が作成できます。e-Tax(マイナンバーカード方式)による作成・提出を選択してください。

Step3 送信・完了

作成した申告書は、そのまま送信するだけで、自宅から簡単に申告手続きが完了します。

自宅からのe-Taxのメリット

- ① 確定申告期間の利用可能時間
確定申告期間 24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます
- ② 還付金
早期還付(3週間程度で還付)
書面提出の場合は1カ月~1カ月半程度で還付
- ③ 確定申告会場への来場
翌年もっと簡単に!
翌年申告の際は、スマートフォンに保存した申告書データを利用して簡単作成!

確定申告会場の入場には「入場整理券」が必要です。

配付方法は

- LINEで事前発行
国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」し、来場希望日時等を選択して申し込みができます。

●会場で当日分を配付

会場では、翌日以降の入場整理券の配付は行っていませんのでご了承ください。

※入場整理券の配付状況により、早めに入場整理券の配付を終了する場合があります。



詳しくはこちら

税務署では、スマホ申告を推奨しています。

スマートフォン、マイナンバーカードおよび2種類のパスワードをご用意ください。

なお、パスワードを忘失された方は再設定してから来場されることをお勧めします。

開設期間 2月16日(金)~3月15日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

相談受付時間 午前9時~午後4時

確定申告会場 釧路税務署(幸町10-3 釧路地方合同庁舎2階)